

福祉総合相談センターボイラー運転管理業務仕様書

岩手県福祉総合相談センター

岩手県福祉総合相談センターにおけるボイラー運転管理業については、「労働安全衛生法」「ボイラー及び圧力容器安全規則」等の関係法令等（以下「法令等」という。）及び設備機器のメーカー発行の取扱要領によるほか、この仕様書に定めるところにより実施するものとする。

1 委託対象物

- (1) 岩手県福祉総合相談センター庁舎内の暖房設備、給湯設備のうち、蒸気ボイラー・温水ヒーターによる部分
- (2) 給水装置及び給排水の制御盤
- (3) 地下オイルタンク、サービスタンク、その他ボイラー設備に付属する設備全般

2 業務項目

- (1) 蒸気ボイラー・温水ヒーターの運転
- (2) 暖房設備、給湯設備及びその他の設備の管理、点検（ボイラー整備業務委託で委託するものを除く。）

3 業務内容

- (1) 蒸気ボイラー・温水ヒーターの運転
 - ① 運転日、業務時間及び給汽時間は、下記のとおりとする。
ただし、庁舎管理者が特に指示した場合は、この限りでない。

期間	運転日	業務時間	運転用途	運転時間
5月～10月	月、水、金曜日	12：30～17：30	給湯（温水ヒーター）	12：40～17：20
4月 11月～3月	毎日	6：00～20：00	暖房（蒸気ボイラー）	別表による
			給湯（温水ヒーター）	7：00～19：00

- ② 業務を実施した場合は、翌日に「ボイラー運転管理日誌」（様式第1号）により報告すること。
- (2) 暖房設備、給湯設備及びその他の設備の管理、点検
管理、点検項目は、別紙「ボイラー運転管理業務内容明細書」によるものとする。

4 遵守事項

- (1) 受託者は、従事者を選任のうえ「福祉総合相談センターボイラー運転管理業務従事者名簿の提出について」（様式第5号）により報告するものとする。
- (2) 受託者は、毎月の従事者の勤務計画を作成のうえ、毎月25日までに「福祉総合相談センターボイラー運転管理業務従事者予定表の提出について」（様式第6号）を提出すること。

ただし、4月分については、4月3日までに提出すること。

5 業務報告

業務完了後は、その都度指定された様式により報告すること。

6 費用の負担

業務に係る一切の費用は、契約書に規定するもの以外は受託者の負担において行うものとする。

[別記]

本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 10 条第 1 項に基づく「岩手県知事部局における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（平成 28 年 2 月 15 日付け障第 900 号保健福祉部長通知）第 3 に規定する合理的配慮について留意すること。